

1 はじめに

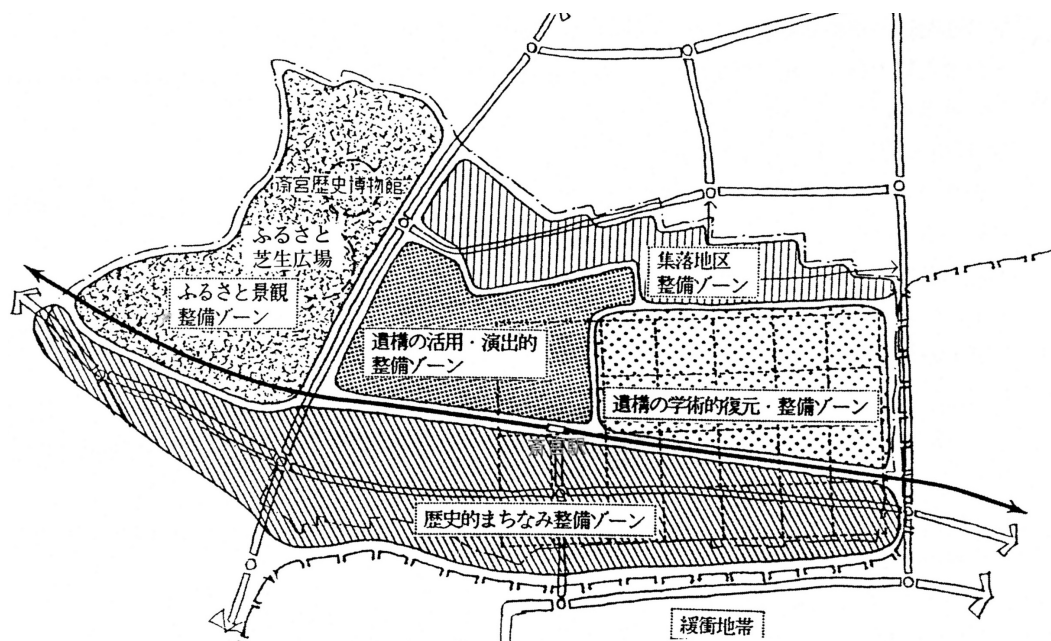
史跡齋宮跡が国史跡に指定されてから平成 21 年度で 30 周年を迎えた。この間、公有化された土地は 374,578 m² (平成 22 年 4 月時点) に達し、公有化対象地 (齋宮跡保存管理計画で第 1 種・第 2 種保存地区とされた地区) の 66.75% を占める。また、史跡整備については、昭和 57 年度の齋王の森周辺整備を皮切りに、塚山公園、上園広場、古里南部広場、八脚門跡、齋宮歴史ロマン広場など、133,915 m² に及ぶ整備が行われてきた (第 1 図)。しかし、史跡整備率は、公有化対象地の 24% に過ぎず、発掘調査 → 公有地化 → 史跡整備に至る計画的なサイクルの確立と着実な整備の推進が課題となっている。

一方、こうした史跡整備とは別に、公有地の有効活用を図る目的で、行政の支援を得つつ、史跡内に花を咲かせる住民活動が定着しつつあり、春にはナバナ、夏にはアヤメ、ノハナショウブ、アジサイ、シャクヤク、秋にはコスモスなどが史跡来訪者の目を楽しませてくれている。また、これ以外にも万葉の花やウメ、サクラなどの樹木を植栽していきたいとの動きもある。但し、樹木の植栽は、地下遺構への影響や史跡の将来展望ともかかわってくることから無秩序な植樹は避けねばならない。そこで、今回あらためて史跡の保護と公有地の有効活用という二つの側面から史跡内全体の植栽のあり方を検討し、その基本指針を示すこととする。

2 植栽の現況 (第 2 図)

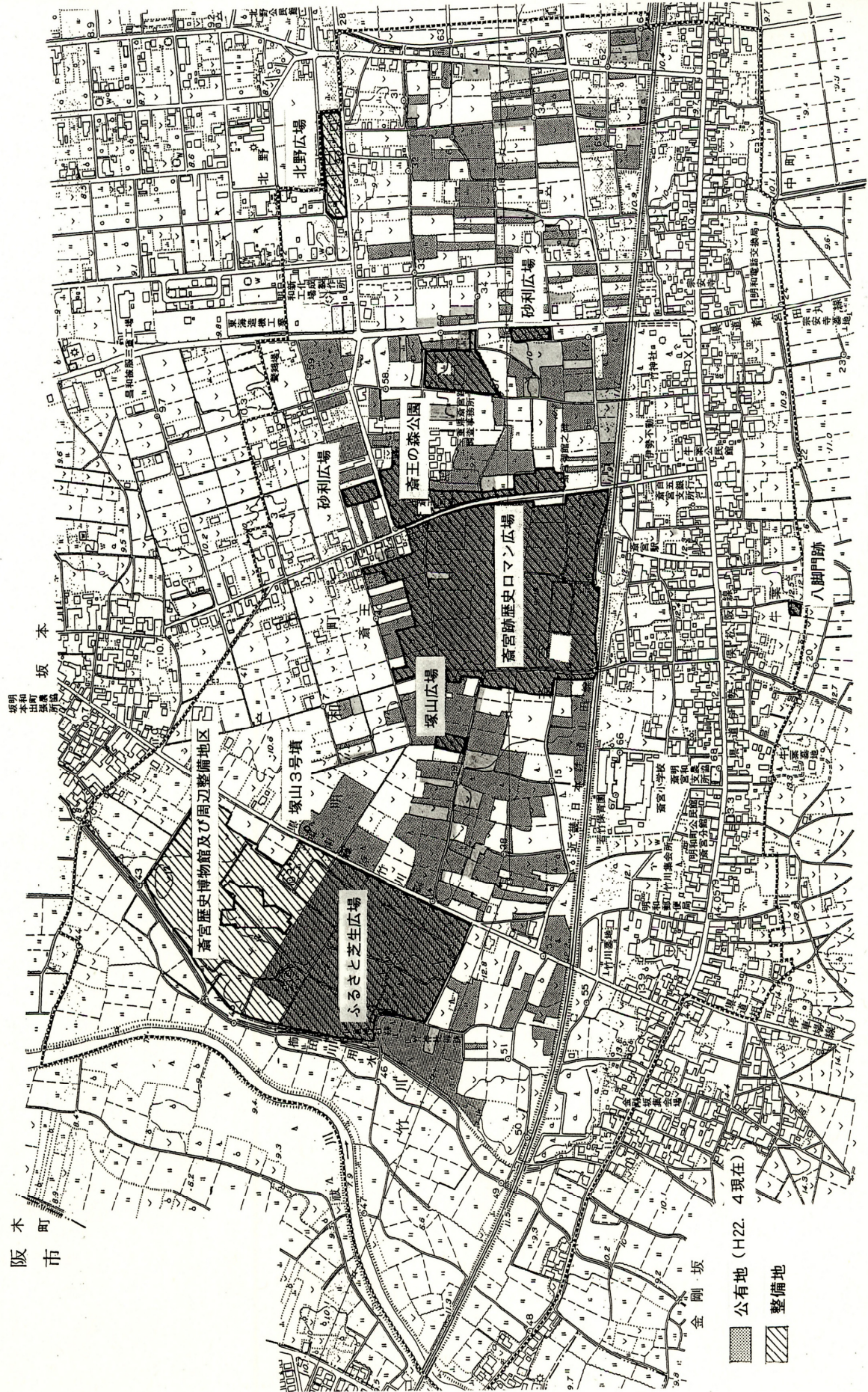
(1) ふるさと景観整備ゾーン

平成 7 年度に策定された『史跡齋宮跡整備基本構想』で「ふるさと景観整備ゾーン」として位置付けられた地区 (第 2 図) である。本ゾーンの北半分は、既に齋宮歴史博物館やふるさと芝生広場が完成し、「齋王まつり」や「いつきのみや梅まつり」の主会場として利用されるなど、「地域コミュニティの核」となっている。その周辺は、既存の栗林や竹林のほか、ウメ、サクラ、カシ、ケヤキ、クス、マテバシイ、シラカシ、クロガネモチ、ヤマモモ、アラカシ、イチヨウ、マツ、サザンカ、ツゲ、サツキ、ツツジ、ドウダンツツジ、コブシ、コナラ、アララギなど、多様な高低木が植樹され、自然とのふれあいの場となっている。またその南、台地縁辺部の旧竹神社跡地及び小倉神社跡地は、スギ、ヒノキによる常緑針葉樹を主体とする植林地となっており、さらにこの西側の菟川沿いの沖積面は、稲作が行われ、のどかな田園風景が保全されている。また、菟川は豊かな河畔林が豊富で自然環境と生態系が維持されている貴重な河川でもあり、平成 13 年 10 月に「日本の重要湿地 500」に選定されたほか、平成 20 年 5 月には三重県河川自然環境保全地域にも指定されている。



整備ゾーンの区分 (『史跡齋宮跡整備基本構想』から)

高木町
松阪市



第1図 公有化地区(網目)・史跡整備済地区(斜線) 現況図

(2) 齋宮跡歴史ロマン広場ゾーン

近鉄齋宮駅北側約 6.55ha の整備地区である。南東部にいつきのみや歴史体験館、中央部に 1 / 1 0 史跡全体模型が設置され、北部は芝生広場、遊水地となっている。北辺と西辺は両側にヤナギを列植した区画外周道路が整備され、道路外周は芝生による緩衝地帯となっている。体験館周辺には、クロマツ、シダレヤナギ、ヤマモミジ、ヤマザクラなど平安時代にも見られた樹木が植えられ、体験館西側には、体験学習広場（芝生）に隣接して小規模な薬草園も設けられている。現在、地元有志により、遊水地や 1 / 1 0 史跡全体模型南部の湿地帯にノハナショウブが育成されているほか、近鉄沿線にナバナ、コスモス、シャクヤクが、外周区画ヤナギ並木の根元に万葉花が一部植栽されている。

(3) 古代伊勢道（奈良古道）及びその周辺ゾーン

齋宮歴史博物館と齋宮跡歴史ロマン広場を結ぶ古道沿いのエリアである。当該エリアでは、昭和 62 年度に塚山広場が完成し、藤棚・植栽による掘立柱建物の遺構表示が行われているほか、平成元年度の博物館開館に合わせて遊歩道が造られ、この北側に沿ってサトザクラが植栽されている。現在、古道を挟む北側の塚山地内と南側の広頭地内で比較的面的にまとまった公有地において毎年、ナバナやコスモス、アジサイ等が栽培されている。

(4) 齋王の森周辺～国史跡齋宮跡休憩所ゾーン

齋王の森周辺は、昭和 57・61 年度に整備され、掘立柱建物や井戸、区画溝、道路等の遺構表示がなされ、森と芝生が一带となった公園となっている。また、齋王の森南側の区画道路は平成 13 年度に再整備され、ヤナギが列植されている。このほか、公有地化された旧田畑において、ノハナショウブ、アヤメ、ナバナ、スイセンなどが植栽されている。

(5) 史跡東部整備ゾーン

かつて竹神社北側の近鉄線を越えた公有地を中心に春はナバナ、秋はコスモスが植栽されていたが、平成 26 年度の完成を目指して柳原区画（中院想定地）を中心とする史跡東部整備事業が始まるため、現在は何も植栽されていない。今後、建物の平面表示箇所において四季の草花の植栽が期待される場所である。

(6) 中町裏ゾーン（広域圏道路から東側一帯）

東加座南地区でまとまった公有地が存在するものの回遊路は未整備であり、その他の公有地も点在的であるため、現在は町道沿いの公有地にナバナが植栽されている。

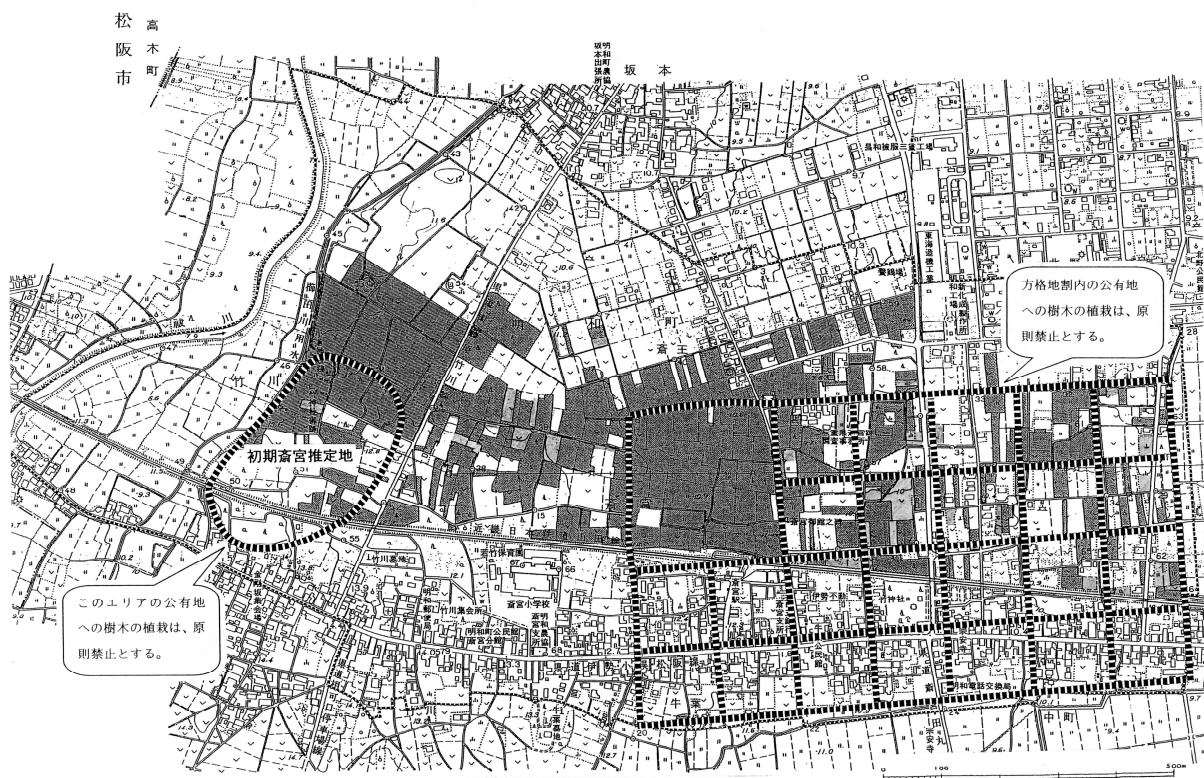
(7) 北野広場ゾーン（財務省から文部科学省へ移管された国有地）

北野広場として盛土、整地が行われ、北野地区のコミュニティ広場として活用されている。周囲にはサツキ、ヤマザクラが植栽されている。

3 公有地の植栽に関する基本的な指針

- (1) 公有地における樹木の植栽は認めない。但し、発掘調査が終了している公有地及び「ふるさと景観整備ゾーン」については、遺構深度を勘案のうえ、地下遺構に影響を及ぼさない樹種及び植樹方法に限り、暫定的な植栽を認める場合がある。
- (2) 近鉄線北側の方格地割内及び「ふるさと景観整備ゾーン」の中のふるさと芝生広場を含む南部一帯の初期齋宮跡想定地については、齋宮跡解明のための計画調査を進める必要があり、将来、史跡整備の有力な候補地となる可能性があるため、学術的な発掘調査に基づく史跡整備を除き、新たな樹木の植栽を原則禁止とする。（第 3 図）
- (3) 公有地の維持管理の一環として行われる草花の植栽（一年ごとに更新される植栽）は、史跡への影響が軽微であり、むしろ史跡管理と公有地の有効活用を図るため、さらに拡充を図る必要がある。なお、草花の種類は日本の原風景を彷彿とさせる樹種が望ましく、植栽場所は、既存の散策道沿いまたは面的にまとまったエリアを優先的に進める。
- (4) 既存の植林地は、その保全に努めるとともに適正な間伐に務める。





第3図 初期斎宮推定地及び方格地割位置図

4 ゾーン別植栽計画 (第4図)

(1) ふるさと景観整備ゾーン

ふるさと景観整備ゾーン (北半分)

斎宮歴史博物館やふるさと芝生広場周辺は、既存の竹林や栗林のほか、ウメ、サクラ、カシ、ケヤキ、サツキ、ツツジなど多様な樹木が植栽され、最初の整備から20年を経過した今、全体が自然と調和した落ち着いた景観を醸し出している。したがって当該ゾーンを地域のコミュニティー広場としてさらにグレードアップを図るエリアは、ごく限られた範囲に限定される。(第5図)

ア 梅林の南側

既存の紅梅・白梅植栽ゾーンから続く南側のエリアを「いつきのみや梅まつり」での植樹イベント会場と位置づけ、毎年、町民の手で梅の苗木を増やしていくことにより、将来、ふるさと芝生広場の西側を既存の梅林から連続的に広がる梅林帯として整備を図る。

なお、当該地区は、60cmの粗い川砂が盛土され、さらに40cm以上の黒色土が認められるため、遺構への影響はないものと思われる。

イ 斎宮歴史博物館西側

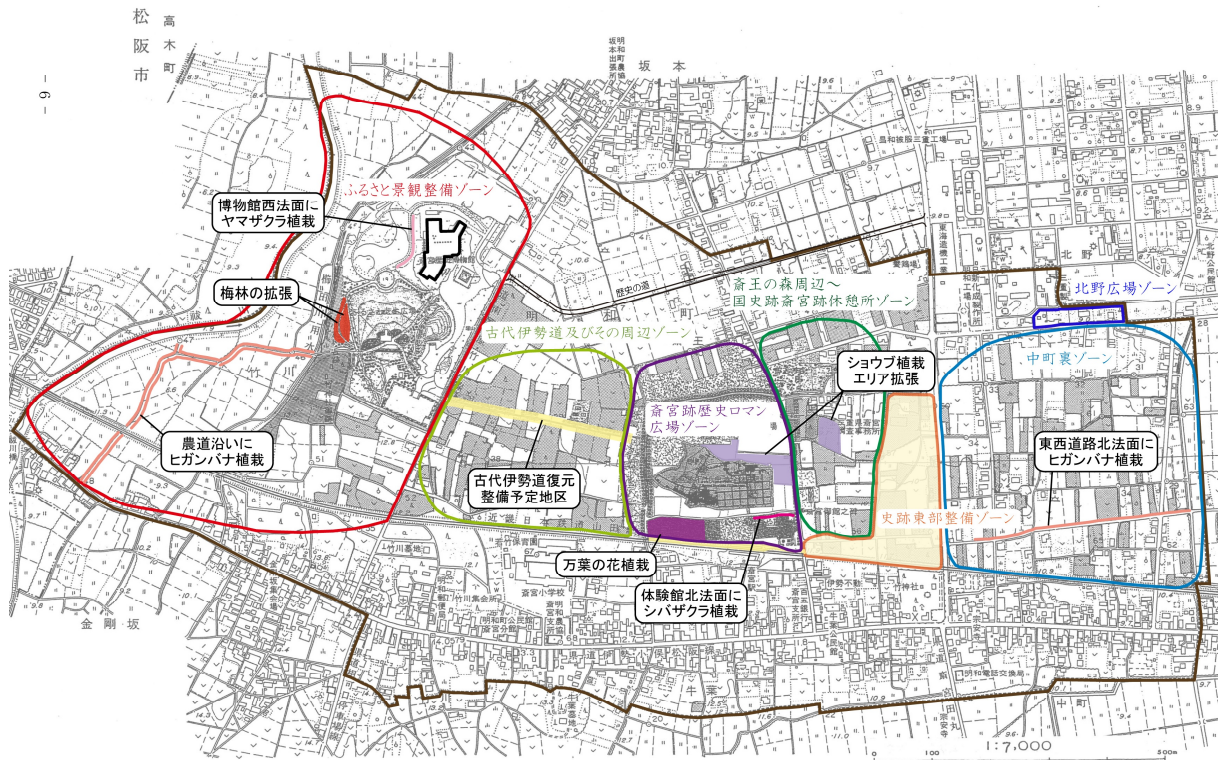
管理用道路沿いの博物館敷地西側の斜面(1m以上の盛土がされている。)にヤマザクラを植栽し、桜並木を形成する。

ふるさと景観整備ゾーン (段丘下沖積地)

近鉄漕代駅から旧参宮街道を経て博物館に至る段丘下の農道にヒガンバナ等を植栽し、回遊路としての機能を高めることを検討する。

(2) 斎宮跡歴史ロマン広場ゾーン

現在、1/10史跡全体模型の北東に植栽されているノハナショウブ群落内を散策できる簡便な歩道を設置する。また、いつきのみや歴史体験館の敷地北側斜面にシバザクラなどの植栽を行い、1/10模型への誘導路を和やかなものとする。一方、東西の管理用道路と近



第4図 ゾーン別植栽計画図（第2図植栽現況図の追加及び変更箇所を示す）

鉄線に挟まれたエリア（古代薬草園の西側）においては、3月から11月にかけて花を愛でることができる万葉植物を計画的に植栽し、万葉の花ゾーンとする。（第1表、万葉植物植栽候補リスト参照）

（3）古代伊勢道（奈良古道）及びその周辺ゾーン

古代伊勢道については、平成27年度を念頭に、古道の復元整備を県が実施する予定である。そのため、古道復元整備工事に着工するまでの当面の間は、古道の幅がイメージできるようナバナ等を古道沿いに植栽する。

その他の周辺公有地エリアについては、公有地の維持管理の一環として行われている現行のナバナやコスモス等の植栽を継続する。

（4）斎王の森周辺～国史跡斎宮跡休憩所ゾーン

斎宮跡歴史ロマン広場と一体的な歴史的景観を保持するため、公有化の進捗に併せてノハナショウブやアヤメ、スイセン等の植栽を拡張する。

（5）史跡東部整備ゾーン

平成26年度の完成を目処に史跡整備を行う予定地区であり、整備地内の植栽については、住民参加も視野に整備事業と並行しながら検討する。

（6）中町裏ゾーン（広域圏道路から東側一帯）

土地の公有化が点在的であるため、当面は、まとまった箇所からナバナ等の植栽を行う。

但し、竹神社北東部の広域圏道路から東に延びる町道は、史跡東限方面への散策道としての機能があることから、沿道沿いにヒガンバナを植栽したり、沿道沿いのまとまった公有地に季節の草花を植えることで、散策道としてのバージョンアップを図る。

（7）北野広場ゾーン

多目的公園として現状維持に努める。

5 植栽計画の推進に向けて

（1）公有地の維持管理・活用の一環として行われる草花の植栽については、管理団体である明和町を核として、財団法人国史跡斎宮跡保存協会、緑のまちづくり推進委員会、斎宮跡に昔

の花を咲かせる会など、多様な団体と協働で推進する。

- (2) 歩道沿いの植栽は、国史跡齋宮跡協議会や地元自治会の理解と協力のもと、「史跡齋宮跡・伊勢街道まちづくり会」が推進母体となって、(1) の団体のほか、地域のボランティアの輪を広げながら協働を進める。
- (3) 史跡整備に伴う植栽については、県あるいは町が主体となって行うほか、花壇等による遺構表示箇所については、齋宮跡に関係する多様な団体、地域の学校、企業等の協力を得ながら、継続的に花の植栽が維持されるような仕組みを検討する。